

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第21号

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第37条から第39条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正)

第 2 条 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第129条及び第130条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第11条第 2 項及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 1 号）附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。